

## 道立病院における医療事故等の公表基準

## 1 目的

道立病院で発生した医療事故等を公表することにより、病院運営の透明性を高め、道民の医療に対する信頼を深めると共に、医療における安全管理体制の向上を図るために医療事故等を公表することに関する取扱いを定めるものである。

## 2 医療事故の定義

- 医療事故（アクシデント）  
疾病そのものではなく、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生する人身事故一切で、医療行為や管理上の過失の有無を問わない。
- 医療過誤  
医療事故のうち、医療の遂行過程において、医療従事者の故意又は過失があり、患者に被害が発生し、且つ故意・過失と被害との間に因果関係があると認められるもの。
- インシデント（ヒヤリ・ハット）  
患者に被害が発生することはなかったが、日常診療の現場で、“ヒヤリ”としたり、“ハッ”とした出来事を言う。

## 3 医療事故等のレベル基準

レベル		障害の継続性	障害の程度	内 容
インシデント	レベル 0	—	なし	事故が起こりそうな環境に前もって気づいた事例、実施される前に気づいた事例
	レベル 1	—	なし	患者への実害がなかった事例 何らかの影響を与えた可能性はあったが、処置や治療を要しなかった事例
医療事故 (アクシデント)	レベル 2 a	一過性	軽度	確認のための検査の必要性が生じた事例 簡単な処置や治療を要した事例（湿布、鎮痛剤の投与など）
	レベル 2 b	一過性	中等度	処置や治療を要した事例（皮膚の縫合など）
	レベル 3	一過性	高度	濃厚な処置や治療を要した事例（人工呼吸器の装着、入院日数の延長、外来患者の入院など）
	レベル 4	永続的	—	永続的な障害や後遺症が残った事例
	レベル 5	死 亡	—	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）

## 4 公表基準

各レベルに対応する公表基準は次のとおりとする。

区分	レベル	過 誤 あり	過 誤 なし
インシデント	レベル 0	一括公表（個々の事例ごとに公表しない） ※1 （本庁：半期毎）	
	レベル 1		
医療事故 (アクシデント)	レベル 2 a	概要公表 （事例ごとに概要を公表する 医療機関名の公表等はしない） （本庁：半期毎）	
	レベル 2 b		
	レベル 3		
	レベル 4	原則個別公表 ※2 （各病院・本庁：必要時随時 本庁：半期毎）	
	レベル 5		

- ※1 も 過誤なしについては、一括公表とするが、社会的意義が大きいと考えられるものについては、医療安全対策の観点から概要を公表する。
- ※2 個別公表については、患者及び家族の同意を得たうえで公表する。  
なお、自殺については、患者家族に対する配慮から個別公表は行わない。

## 5 公表の方法

## (1) 個別公表

医療事故により個別に公表が必要と判断される場合には、道立病院局のホームページで公表する。(報道機関へは資料を提供する。)

- ① 事故の概要(日時、病院名、状況、原因)
- ② 患者に関する情報(性別、年齢(何十代)、患者の現在の状態)
- ③ 今後の対策と改善状況
- ④ その他必要事項

## (2) 概要公表

過誤ありにより治療や処置を要した事例が発生した場合は、本庁で取りまとめの上、一括公表時に併せて道立病院局のホームページに事故の概要、原因及び今後の対策を掲載し公表する。

## (3) 一括公表(年2回)

道立病院室のホームページに掲載し公表する。

- |            |     |
|------------|-----|
| 4～9月に係るもの  | 11月 |
| 10～3月に係るもの | 5月  |

## 6 公表に当たっての留意点

## (1) 過失の有無、個別公表するか否かの判断については、各病院が設置する医療安全管理委員会での意見を踏まえ、病院長が決定する。

ただし、個別公表の時期は、過失の有無が明らかになった時期に行うこととするが、レベル5については、病院長が適宜判断する。

## (2) 公表に際しては、北海道個人情報保護条例(平成6年3月31日北海道条例第2号)に基づき患者側のプライバシーに十分配慮し、その内容から患者が特定、識別されないように個人情報を保護するとともに、医療従事者の個人情報の取扱いにも十分配慮する。

## (3) 個別公表にあたっては、患者及び家族に対し、事前に説明を行い、書面により同意を得るものとする。また、患者が意識不明の場合や判断能力がない場合は、原則家族等からの同意を得るものとする。同意の有無、説明の内容をカルテに記載する。

なお、同意が得られない場合は、公表は差し控えるものとするが、個人の生命、身体を守るなど、公益上の必要があると認められる場合はこの限りではない。

## 7 公表基準の適用時期

この基準は、令和2年4月1日以降発生した医療事故等について適用する。

## 附 則

平成25年1月22日 一部改正  
令和2年9月15日 一部改正